

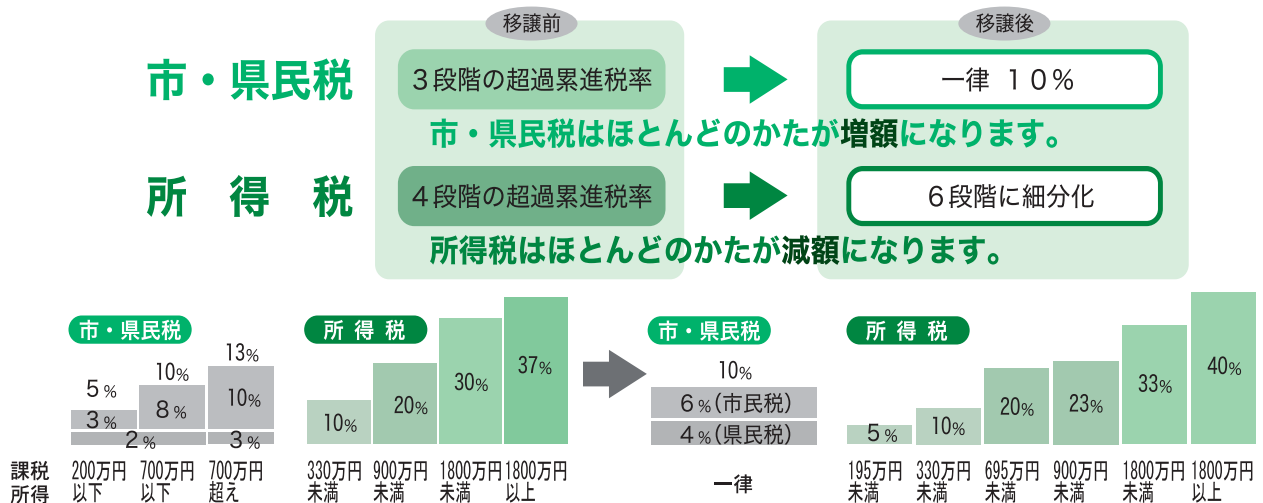
あなたの市・県民税が変わります

Q1 どうして変わるの？

市や県などは、地方税のほかに、国が集めた税金の中から国庫補助金などの配分を受けて住民サービスを行っています。しかし、補助金の使い道にはさまざまな制限があるので、地域の事情に応じた住民サービスが十分に行えない状況にあります。このため、地方が自主的に税金を確保し、住民サービスを効率的に行えるよう、平成19年から所得税(国税)の一部を市・県民税(地方税)に移すことになりました。

Q2 どう変わるの？

市・県民税と所得税の税率が変わります。市・県民税は一律10%の税率にし、所得税は市・県民税と合わせた税負担を変えないように6段階に細分化します。



※課税所得とは・・・給与・年金や事業収入等から給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等の諸控除を差し引いた残りの金額のことです。

Q3 税負担はどうなるの？

※定率減税の影響は考慮していません。

例えば… 税源の移し替えなので、「市・県民税 + 所得税」の負担は変わりません。
夫婦 + 子供2人の場合

給与収入	税 源 移 譲 前			→	税 源 移 譲 後			=	市 県 民 税 所 得 税 負 担 額		
	市県民税	所得税	合 計		市県民税	所得税	合 計		負担増減額	負担増減額	負担増減額
300万円	9,000円	0円	9,000円		9,000円	0円	9,000円	0円	0円	0円	
500万円	76,000円	119,000円	195,000円		135,500円	59,500円	195,000円	+59,500円	△59,500円	0円	
700万円	196,000円	263,000円	459,000円		293,500円	165,500円	459,000円	+97,500円	△97,500円	0円	
1,000万円	442,000円	688,000円	1,130,000円		539,500円	590,500円	1,130,000円	+97,500円	△97,500円	0円	

Q4 いつから変わるの？

市・県民税と所得税の納めかたによって、移譲後の税率が適用になる時期が異なります。

給与や年金から税金が徴収されている方



市・県民税	所得税
平成19年 6月分 から 増えます	平成19年 1月分 から 減っています



税負担の減少が先行します

事業などをされている(確定申告をされる)方



市・県民税	所得税
平成19年 6月分 から 増えます	平成20年 3月 確定申告分 から減ります



税負担の増加が先行します

平成19年1月分の給与明細や、2月に通知された年金の支払通知書で所得税の減額をご確認ください。市・県民税は6月分から増額となります。

●税源移譲以外の変更点

定率減税が廃止になります

市・県民税と所得税の税額を一定割合減額する制度で、景気対策の一環として平成11年から行われてきましたが、経済状況の変化により平成19年から廃止になります。

市・県民税

平成18年
平成18年6月分から
所得割額の7.5%相当額を減額



平成19年
平成19年6月分から廃止

所 得 税

平成18年
平成18年1月分から
所得税額の10%相当額を減額
※確定申告をされる方は、平成19年3月
確定申告分から減額になりました。



平成19年
平成19年1月分から廃止

※確定申告をされる方は、平成20年3月
確定申告分から廃止になります。

「税源移譲」では、皆さんの負担は変わりませんが、「定率減税の廃止」により、税負担が増えることとなります。

もっと身近に、もっと豊かに。ひとりひとりのよりよい暮らしのために。
市・県民税は、市民がしあわせであるために必要な住民サービスに使われます。

問い合わせ先

税務課市民税グループ ☎40-5554